平成３０年（フ）第２６号
三重県松阪市小片野町319番地１
債務者　安田巳代治
１　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第５１号
静岡県富士市石坂606番地の９　ビレッジハウス石坂２－102号、前住所静岡県富士市水戸島元町19番10－506号　ピーコックマンション
債務者　橋口　励象
１　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加茂　聡子
４　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１０８号
広島県福山市三之丸町８番７－1004号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1332番地１　はなみずき・M　312号
債務者　奥川　　学
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堂前　圭佑
４　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４１号
山口県宇部市相生町８番17号、住民票上及び従前の住所山口県山口市矢原1111番地27
債務者　ルマルシェことそば処なか家こと　中谷　　隆
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋村　慎二
４　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８１９号
福岡県筑紫野市大字永岡975番地６
債務者　黒崎大二郎
１　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９８号
福岡市南区三宅３丁目９番25－237号
債務者　河野富美子
１　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　純子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２１号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目７番26号　エクシブ203号
債務者　岩崎　雄太
１　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３４号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目３番14－202号、前住所北九州市八幡西区茶屋の原３丁目９番５号
債務者　清永　英一
１　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３５号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目３番14－202号、前住所北九州市八幡西区茶屋の原３丁目９番５号
債務者　清永　佳子
１　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８９３号
福岡県宗像市広陵台５丁目１番地29
債務者　大垣内朋子
１　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７８号
福岡市博多区綱場町６番２－807号
債務者　龍興　菜穂
１　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井手上治隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７４４号
福岡市南区大橋４丁目23番１号
債務者　武井　隆幸
１　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　　香織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８２１号
福岡県糟屋郡新宮町花立花２丁目４番15号
債務者　井上　隆英
１　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美２丁目５番27－103号
債務者　進　健一郎
１　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　児山　桂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美２丁目５番27－103号
債務者　進　　明子
１　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　児山　桂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部